○経済産業省告示第十二号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の二の規定に基づき、認定を受けた次の学校の名称及び住所の変更届出があったので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十五年二月六日

経済産業大臣　茂木　敏充

新名称	旧名称	新住所	旧住所	変更年月日
長野県飯田ＯＩＤ長姫高等学校	長野県飯田工業高等学校	長野県飯田市鼎名古熊二五三五番地の二	長野県飯田市座光寺三三四九番地の一	平成二十五年四月一日

○国土交通省告示第百一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年二月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1179	軽量鉄骨下地（千鳥）構造である乾式二重壁の遮音構造に応じて評価する方法	8－3　透過損失等級（界壁）	チヨダウーテ株式会社	三重県四日市市住吉町15－2	平成25年1月22日

○海上保安庁告示第四十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年二月六日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　別府港日出松ケ鼻二号防波堤灯台

位置

所在地　大分県別府港（日出港松ケ鼻二号防波堤外端）

北緯　三三―二一―五二

東経　一三一―三二―一二

変更した事項

灯質　単閃赤光　毎三秒に一閃光

光度　実効光度二五カンデラ

光達距離　三・五海里

高さ　地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで九・〇メートル

変更年月日　平成二十五年一月十六日

名称　下関南東水道第三号灯浮標

位置

所在地　本山岬（山口県山陽小野田市）の南西方約六・二キロメートル

北緯　三三―五四―一七

東経　一三一―〇七―一七

変更した事項

記事　一　附属施設　レーダー反射器

二　本灯の下方に、数字の3を電光表示している。

変更年月日　平成二十五年一月十五日

記事　一時位置変更中のところ記事変更のうえ復旧

○海上保安庁告示第四十一号

航路標識の一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年二月六日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　浦の浜港田尻防波堤灯台

位置

所在地　宮城県気仙沼市（浦の浜港田尻防波堤外端）

北緯　三八―五一―五四

東経　一四一―三六―二四

撤去年月日　平成二十五年一月十七日

記事　一時変更

○海上保安庁告示第四十二号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年二月六日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　大阪港大橋橋梁灯（Ｃ一灯）

位置

所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の東方約五・四キロメートル）

北緯　三四―三八―四一

東経　一三五―二六―一七

変更した事項

位置

所在地　阪神港大阪区（港大橋西側面中央）

北緯　三四―三八―四一

東経　一三五―二六―一七

明弧　二八度から二〇八度まで

変更年月日　平成二十五年一月十九日

名称　大阪港大橋橋梁灯（Ｌ一灯）

位置

所在地　大阪港大橋橋梁灯（Ｃ一灯）の北北東方約一四〇メートル

北緯　三四―三八―四五

東経　一三五―二六―一九

変更した事項

明弧　二八度から二〇八度まで

変更年月日　平成二十五年一月十九日

名称　大阪港大橋橋梁灯（Ｒ一灯）

位置

所在地　大阪港大橋橋梁灯（Ｃ一灯）の南南西方約一四〇メートル

北緯　三四―三八―三七

東経　一三五―二六―一四

変更した事項

明弧　二八度から二〇八度まで

変更年月日　平成二十五年一月十九日

名称　大阪港大橋橋梁灯（Ｐ一灯）

位置

所在地　大阪港大橋橋梁灯（Ｃ一灯）の南南西方約二五〇メートル

北緯　三四―三八―三四

東経　一三五―二六―一二

変更した事項

光度　実効光度八九カンデラ

明弧　全度

変更年月日　平成二十五年一月十九日

名称　大阪港大橋橋梁灯（Ｐ二灯）

位置

所在地　大阪港大橋橋梁灯（Ｃ二灯）の南南西方約二五〇メートル

北緯　三四―三八―三三

東経　一三五―二六―一三

変更した事項

光度　実効光度八九カンデラ

明弧　全度

変更年月日　平成二十五年一月十九日

名称　砂津導灯（前灯）

位置

所在地　福岡県北九州市（砂津）

北緯　三三―五三―三二

東経　一三〇―五三―四一

変更した事項　一時塗色及び構造変更中のところ復旧

変更年月日　平成二十五年一月十八日

○環境省告示第七号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十五年二月六日

環境大臣　石原　伸晃